

共同墓地復旧支援事業

補助対象及び補助金の額

補助金交付対象	補助額
令和6年能登半島地震により被害を受けた共同墓地を原形に復旧することを基本とする経費のうち、次に掲げる工事に係る経費 1. 共有部分(通路、外構、水道設備、建築物等)の復旧工事 2. 共有部分又は他の所有者の区画に倒壊した墓石の移設工事	対象工事の実額に2分の1を乗じて得た額(ただし、1,200万円を限度とする。) ※千円未満切り捨て
対象となる施設は、共同墓地とする。ただし、地方公共団体、宗教法人、公益財団法人及び個人が経営主体の墓地を除く。	

提出書類

【申請】

- ・共同墓地復旧補助金交付申請書
- ・対象工事の設計図書(位置図、計画平面図等)
- ・対象工事の見積書の写し
- ・被災状況を確認できる写真又は資料
- ・墓地等経営許可の確認ができるもの又は墓地、埋葬等に関する法律の施行日(昭和23年6月1日)前に当該集落の所有に属する旨の記載がなされている登記事項証明書

【工事完了後】

- ・共同墓地復旧補助金工事完了届
- ・工事請負契約書等の写し
- ・対象工事の完成図書
- ・支払を証する書類の写し
- ・共同墓地復旧補助金交付請求書